

令和元年

第1回市議会臨時会 議案第2号

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する  
条例の一部改正について

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月21日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する  
条例の一部を改正する条例

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平  
成27年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項，第3条第1項各号列記以外の部分および第4条第2項  
中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改める。

附 則

この条例は，令和元年6月1日から施行する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い規定を整備するため